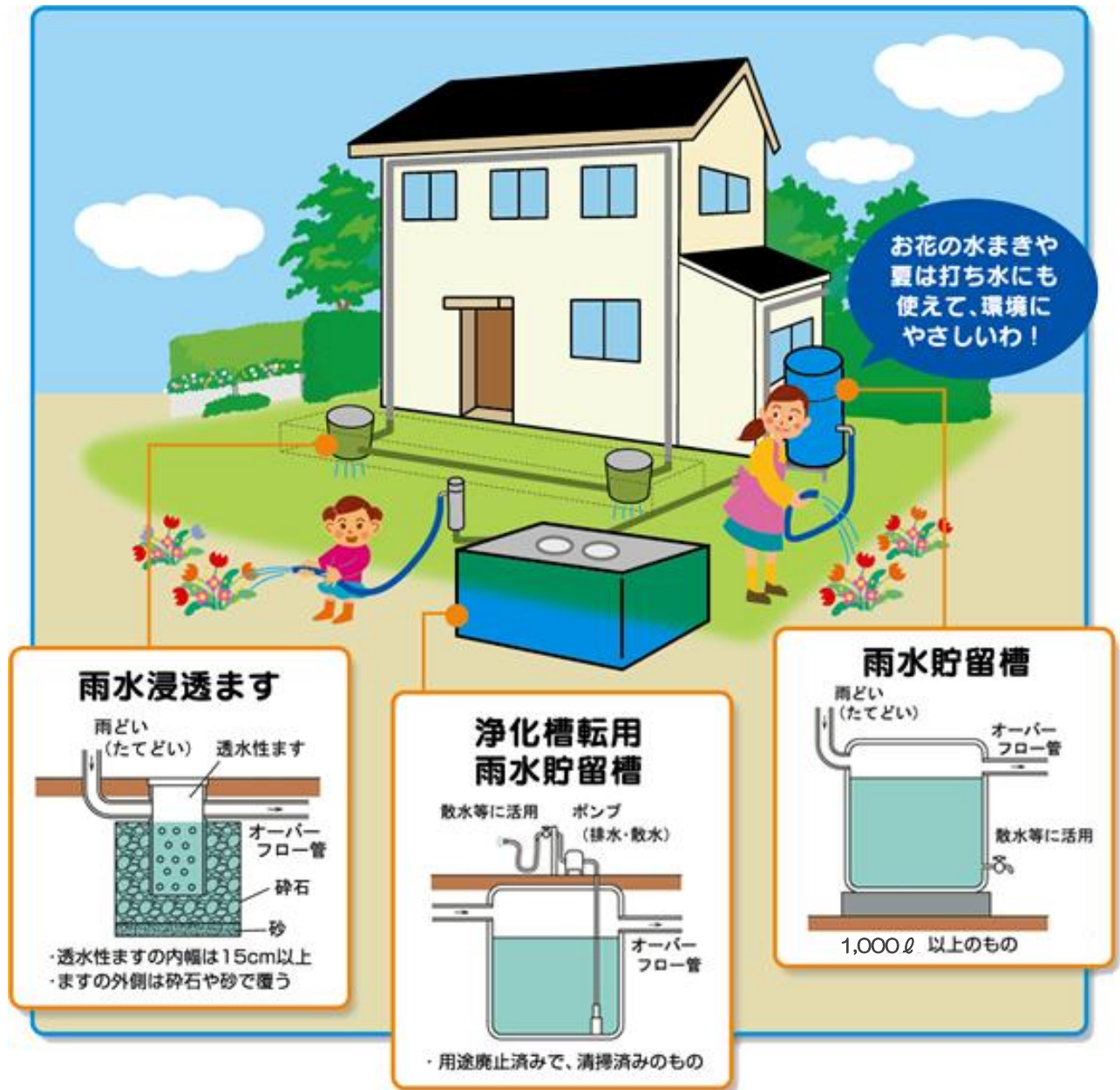


北中城村雨水利用促進補助金交付制度 ～令和8年度分のご案内～

島袋地域の一部区域内の住宅において、雨水貯留タンクや雨水浸透ますを新たに設置する方、又は下水道への接続により不用となった浄化槽を雨水貯留タンクへ改造して利用する方に対して、その設置・改造にかかる工事費用の一部に補助金を交付する制度です。

●雨水貯留タンク・雨水浸透ますとは？

雨水貯留タンクや雨水浸透ますは、敷地内に降った雨をタンクに貯めたり、地下に浸透させることで、雨水が一気に川へ流れ出ないようにと考えられた浸水被害を軽減するためのものです。



●補助対象となるのは？（※下記項目すべてにあてはまること。）

- 島袋地域の対象区域内にある建物である。
（対象区域は下水道係までお問合せ下さい。）
- 令和 8 年 4 月 1 日以降に行う下記①・②の工事である。
 - ① 雨水貯留タンク又は雨水浸透ますの設置工事。
 - ② 下水道への接続により不用になった浄化槽を雨水貯留タンクに再利用するための改造工事。
- 令和 9 年 1 月末日までに工事の完了検査を済ませる事が出来る工事である。
- 建物・土地所有者又は居住者である。
（居住者は該当する建物所有者の同意を得ている方に限る。）
- 申請者及びその属する世帯構成員が村が徴収する各税金（国保・後期高齢含む）と村水道料金を滞納していない。

●補助金の額は？

雨水貯留タンクの設置又は改造工事 1 件につき **5万円**とします。
ただし、要した費用の額が 5 万円未満の場合はその要した費用の額を補助金の交付額とし、1 万円未満の端数があるときは切り捨てとなります。

●申請方法は？

【受付期間（令和 8 年度分）】 令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 8 年 1 2 月 28 日(月)まで

【受付時間】 <午前> 9 時～1 2 時まで <午後> 1 時～5 時まで（※土日、祝祭日を除く。）

【提出書類】

<補助金交付申請のとき>

- ① 北中城村雨水利用促進補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 設置場所の案内図
- ③ 補助対象工事の見積書
- ④ 村税等納付状況調査（照会）同意書（様式第 2 号）
- ⑤ その他村長が必要と認める書類

<工事が完了したとき>

- ① 北中城村雨水利用促進補助金事業完了報告書（様式第 6 号）
- ② 補助事業に係る工事契約書又は領収書の写し
- ③ 補助対象工事に係る工事状況の写真（着手前、施工中、完了後）
- ④ その他村長が必要と認める書類

<補助金請求のとき>

- ① 北中城村雨水利用促進補助金交付請求書（様式第 8 号）

【受付窓口・お問合せ先】 北中城村役場 上下水道課 下水道係（TEL:9 3 5－2 2 7 0）